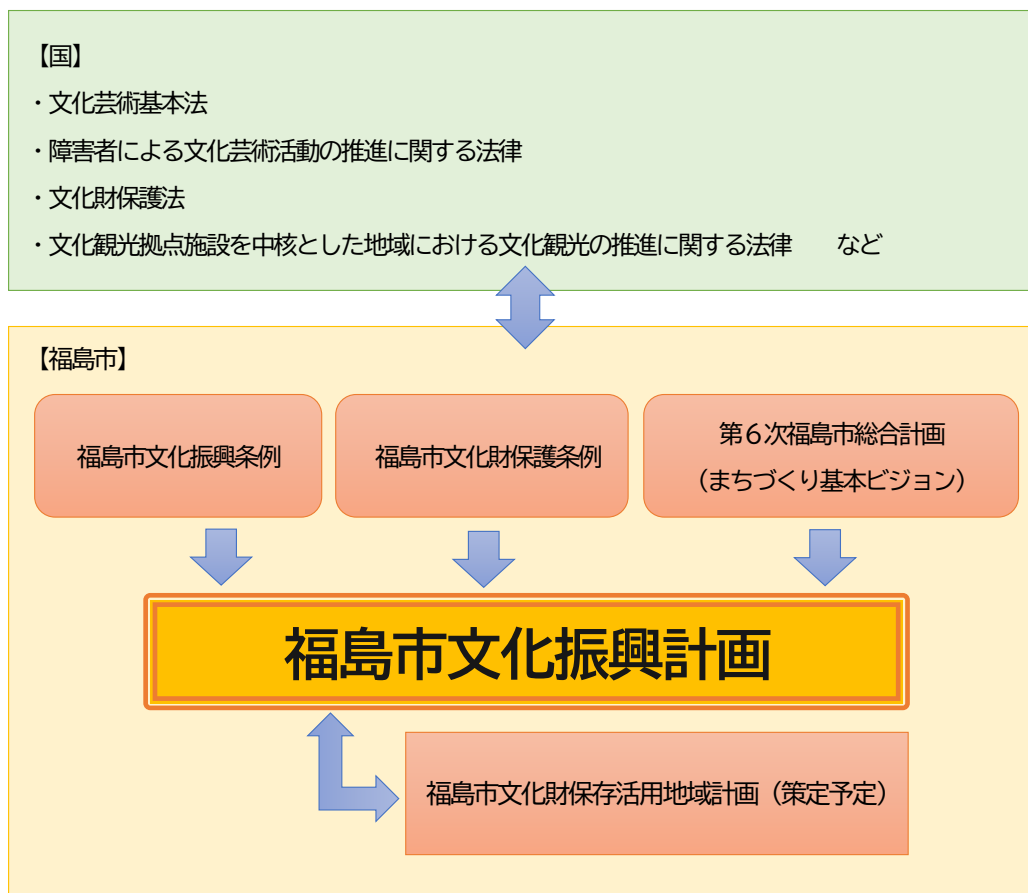


福島市文化振興計画（素案）概要版

1. 策定の趣旨

令和5年1月に施行した文化振興条例第8条において、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため文化振興計画を定めるものとしており、また、平成29年の「文化芸術基本法」の改正において、地方における文化芸術の推進に関する計画策定が努力義務とされたことから、福島市の総合的な文化振興に関する施策の基本的な計画として、「福島市文化振興計画」を策定するもの。

2. 計画の位置づけ



3. 計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

4. 対象とする文化の範囲

文化芸術及び歴史文化を対象とする。

（文化芸術…文化芸術基本法が対象とする芸術や芸能、生活文化、国民娯楽など
歴史文化…市文化財保護条例が対象とする有形・無形文化財、史跡、名勝など）

5. 本市の文化振興における課題

(1) 文化の担い手の高齢化

人口減少・少子高齢化の進行や人々の生活様式が変化により、これまで地域で受け継がれてきた祭礼神事の担い手の高齢化が進むなど、文化の担い手の高齢化が課題となっています。

さらには、伝統芸能や工芸、文化財の保護には古くから伝わる知識と技術の継承が不可欠ですが、これらの継承も困難な状況となっており、継承者育成や若者への魅力発信が求められています。

(2) 文化芸術・文化財保護活動への関わりの希薄化

アンケートによると、「活動をしていない」が5割を占めるなど、文化活動に取り組む人の割合が少ないことがわかっており、文化活動に取り組むきっかけづくりが求められています。

また、文化財の保護にあたっては、教育や啓発活動を通じて、多くの人々が文化財の価値を理解し、その保全に協力する環境が求められています。

(3) 文化施設の老朽化

市の文化施設や文化財保管施設は、開館・運用開始から相当年数が経過しており、施設や設備の老朽化が課題となっています。

また、文化財の収蔵保管において、分散して資料を収蔵している現状から、一元的な収蔵管理の検討が求められています。

(4) 情報通信技術の活用

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、様々な面で情報通信技術が活用されてきており、アナログの側面が強い文化の分野においても、情報通信技術の積極的な活用を検討する必要があります。

(5) 歴史を伝える文化財の保存

文化財の劣化を早期に発見し、防いでいくため、科学技術による現状の把握や改善策の検討が必要です。

また、災害等により文化財が失われることが無いよう、リスクに備えた対策の構築と連携体制も求められています。

(6) 文化と他分野の連携

文化は、観光やまちづくり、福祉、教育など様々な分野と密接なつながりを持っています。様々な分野と文化が連携することで、相乗効果を生み出すことが期待されています。

6. 計画の基本的な考え方と施策の方向性【別紙】

7. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、幅広い分野の関係者が、それぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが必要であり、市民や文化活動を行う者、事業者、市など各主体がそれぞれの役割を果たしながら一体となって本計画を推進していく。

(2) 各主体に求められる役割

市民	自主性に基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するように努める。
文化活動を行う者	自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすように努める。
事業者	事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援するよう努める。
市	「福島市らしい文化」の振興につながるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する。 また、地域社会、観光、まちづくり、教育等の各種施策との連携を図り、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努める。

(3) 進行管理

本計画の基本理念の実現に向け、PDCAサイクルなどを用いた評価・検証方法の確立を図り、各施策の効果を適正に評価し、点検、見直しを行いながら、諸課題の解決に向けて取り組んでいく。

6. 計画の基本的な考え方と施策の方向性

【別紙】

本市が目指す文化のまちの姿			基本理念（文化振興条例第3条）	
文化が人と地域にとけこむまち			1. 文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。 2. 誰もが文化を鑑賞し、これに参加、これを創造できることを尊重し、市民の文化意識の高まりや文化活動の活性化に向けた環境の整備に努めること。 3. 子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。 4. 本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展に努めること。 5. 本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を活かした交流の推進を図ること。 6. 文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの関連分野と連携させ、市全体の活力を高めること。	
基本方針				
であう・ふれる ‘好き！’をみつける ～文化活動の機会の充実～	そだてる・つくる ‘好き！’をとことん ～文化活動を支える環境の整備～	まなぶ・ふかめる ‘福島市らしさ’をみぢかに ～文化を伝える教育の推進～	まもる・いかす ‘福島市らしさ’をだいに ～文化の保護、承継と活用の推進～	ひろげる・つながる ‘好き！’をみんなと ～文化の発信と交流、文化を活かした様々な分野との連携の推進～
文化は、芸術家など一部の愛好者だけのものというイメージを払拭し、文化が市民の身近なものとなるよう、鑑賞、体験・参加の機会等の充実を図るとともに、文化に関する情報発信の充実を図ります。	文化活動団体への支援や市民が文化活動に参加する機会の提供により、文化活動の活性化を図ります。さらに、市有施設の計画的な改修等を通じ、市民が文化活動に取り組みやすい環境の整備を図るほか、文化活動の情報化への支援等を通じ、文化活動を支える環境の整備を推進します。	子どもや若者をはじめ、地域住民が自分の住む土地の文化や歴史について理解を深めることで、はるか昔から受け継がれてきた「福島市らしい文化」を継承していくことができるよう、教育・学習の機会を提供します。	福島市の歴史や風土によって育まれた文化や文化財の保護・保存と次世代への継承を図ります。また、それらの資源を活用した取り組みを推進します。	福島市らしい文化を市内外に発信し、文化を生かした交流を推進するほか、観光や商業等の産業をはじめ、まちづくり、福祉、教育、その他様々な分野と文化が連携することで、市全体の活性化を図ります。
基本施策				
①文化にであう・ふれる機会の充実	①文化活動への支援	①子どもたちに文化を伝える機会の提供	①文化財・伝統技能の保護・保存	①古閑裕而のまちづくりによる「福島市らしい文化」の発信
文化芸術を鑑賞する場の提供や、子どもから大人まで気軽に参加し楽しめる文化芸術イベントの開催等を通じ、暮らしの中に文化芸術に親しむ機会を創出するほか、文化に関する情報発信の充実を図ります。 （取組の例） ○福島市芸術文化祭の開催 ○古閑裕而記念音楽祭の開催 ○ふくしままちなか音楽祭の開催 ○音楽堂コンサートの開催 ○キッズシアター（鑑賞事業）の開催 ○ふくしまチェンバー・オーケストラ公演の開催	文化活動団体への支援や、市民や文化活動団体の発表の場の提供等により、市民が文化活動に参加する機会を創出し、文化活動の活性化を図ります。 （取組の例） ○福島市文化団体連絡協議会への補助 ○児童・学生等の音楽堂使用料一部減免 ○福島市芸術文化祭の開催【再掲】 ○各地区文化祭等の開催 ○ふれあいオパールコンサートの開催【再掲】 ○彫塑実技研修会	次世代の文化の担い手である子どもや若者を対象とし、地域の文化や歴史を鑑賞、体験、学習する機会を提供することで「福島市らしい文化」を継承していきます。 （取組の例） ○民家園「年中行事」の実施 ○じょーもびあ宮畑・古閑裕而記念館の教育活用事業 ○心ふれあい音楽鑑賞教室 ○「ふくしま歴史絵巻」の配布及び啓発	地域に根差した文化財や伝統文化を適切に保護・保存するとともに、文化資源の調査を進め、貴重な文化資源を後世に伝えていきます。 （取組の例） ○文化財保存活用地域計画の策定 ○旧広瀬座再整備事業【再掲】 ○文化財調査室の移転整備 ○文化財パトロールの実施 ○文化財防火デー	本市名誉市民である古閑裕而氏の偉業を記念し、永くその功績を後世に伝えるとともに、本市の音楽文化を全国に発信するため、「古閑裕而を活かしたまちづくり」を推進します。 （取組の例） ○古閑裕而記念館の運営（企画展・サロンコンサートほか） ○古閑裕而作曲コンクールの開催 ○古閑裕而記念音楽祭の開催 ○メロディーバスの運行 ○エールレガシー ○古閑裕而メロディーボックス&ARスポットの運用 ○ふくしまチェンバー・オーケストラ公演の開催【再掲】
②文化活動に参加する機会等の充実	②文化活動を行う環境の整備	②地域の文化に理解を深める機会の提供	②文化財・伝統技能の活用・継承	②産業やまちづくりとの連携による「福島市らしい文化」の発信と交流の推進
各種講座や体験学習会等の開催及び学習センター事業等を通じ、市民に文化活動に参加する機会を提供します。特に子どもや若者が気軽に文化活動に参加できる機会を提供することで、好き！を見つける支援をします。 （取組の例） ○パイプオルガン講習会の実施 ○ふれあいオパールコンサートの開催 ○アートストリートふくしまの開催 ○福島市芸術文化祭の開催【再掲】 ○各学習センター主催事業等の実施	市有文化施設の適切な運営や福島市公共施設等総合管理計画及び個別施設設計画を踏まえた市有文化施設の計画的な改修等を通じて施設機能の維持向上に努め、市民が文化活動を行う環境の整備を図ります。 （取組の例） ○市有文化施設の適切な運営（指定管理者制度等） ○市有文化施設の長寿命化に関する調査・検討 ○旧広瀬座再整備事業	市民が、自分の住む土地の文化や歴史について鑑賞、体験、学習する機会を提供することで、「福島市らしい文化」を継承していきます。 （取組の例） ○歴史人材養成講座の実施 ○文化財関係団体への補助 ○文化や歴史に関する各種講座・講演会等の実施 ○郷土史料室出張展示	文化財等を活用した事業を推進するとともに、学校教育や生涯学習との連携を図り、文化資源にかかる団体・人材育成を進め、「福島市らしい文化」を継承していきます。 （取組の例） ○文化財保存活用地域計画の策定【再掲】 ○じょーもびあ宮畑、写真美術館等活用事業の実施 ○民家園「年中行事」の実施【再掲】 ○福島市史資料叢書の刊行	花のまちづくりやメロディーバスなど、文化と観光や商業、まちづくりとの連携により、日常の一部に文化をとけこませることで相乗効果を生み出し、市全体の活性化を図るとともに、「福島市らしい文化」を市内外に発信します。 （取組の例） ○春の花見山おもてなし ○福島三名湯プランディング ○あづま山麓ツーリズム推進 ○地域資源を活用した観光コンテンツ創造支援 ○フィルムロケ誘致支援 ○コンベンション開催支援
	③文化を創造する活動への支援			③教育や福祉、その他の分野との連携
	アニメ、サブカルチャー、デジタルを活用したクリエイティブな作品などの新興文化・若者文化など、新たに創造される「福島市らしい」文化の振興を図るため、その活動を支援します。 （取組の例） ○光のアート&サウンド×音楽堂の開催 ○コスプレ@花の写真館の開催 ○書道パフォーマンス「華と花」の開催			一流芸術家による指導・部活動の地域移行等により子どもたちの文化芸術志向を伸長する機会を提供するなど、文化と教育や福祉、その他の分野との連携による相乗効果により、市全体の活性化を図ります。 （取組の例） ○福島型個性をのぼす教育 ○児童・学生等の音楽堂使用料一部減免【再掲】 ○キッズシアター（鑑賞事業）の開催【再掲】 ○みんなの作品展（福祉作品展）の開催 ○小学校鼓笛バレード
	④文化活動の情報化への支援			
	新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式への移行など、デジタル化が大きく進展する中でも、文化活動が継続していけるよう情報化を支援します。 （取組の例） ○公共施設予約システムの運用（キャッシュレス決済等機能含む） ○地域全体のデジタル推進			